

SAJ 令和 3 教第 351 号
令和 2 年 12 月 7 日

加盟団体 各位

公益財団法人全日本スキー連盟
教育本部長 白石 博基
(公印省略)

11 月 25 日付 SAJ 令和 3 教第 313 号

「2021 年度 指導者研修会、検定員クリニックにおける救済措置について」の補足説明

平素から本連盟の事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、11 月 25 日付 SAJ 令和 3 教第 313 号で通知した「2021 年度 指導者研修会、検定員クリニックにおける救済措置について」の内容についてご質問が出ていますので、下記のとおり補足させていただきます。

記

①【主催者が研修会、クリニックを中止にした場合】

お支払い後の参加費の返金は行わず、研修会、クリニックを修了扱いとする
レポートの提出は必要ありません。

②【研修会が通常通り、または短縮で行われる場合】

こちらが、上記救済措置にあたります。

出席時間が下記に足りない参加者は、研修会、クリニックの修了を希望する場合はレポートの提出が必要になります。

・実技は、体調不良による不参加、遅刻、早退を含めて、「各会場で設定された研修時間の概ね 75%以上出席している」者を研修修了とします。これを基本とし、個々人の事情を勘案して責任者が判断します。足りない時間はレポート提出等を活用して構いません。

・実技研修会設定時間のおよそ 75%以上の出席者は、途中退席があっても研修会修了扱いとします。

・それ以下の参加者においては(0%であっても)、研修会責任者が設定したレポートを1週間以内に提出することで研修会修了とします。